

監査報告書

令和6年6月5日

公益財団法人東京都スポーツ協会
理事長 塩見 清仁 殿

公益財団法人東京都スポーツ協会

監事 高田 忠則



監事 堀江 真一



私たち監事は、当協会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項（同法第197条において準用する第99条第1項）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当協会の事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る事業報告を監査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について監査いたしました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 当協会の業務の適正を確保するための体制の整備について、理事会決議及びその体制下における理事の職務の執行状況は、相当であると認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、当協会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上